

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成29年4月13日(2017.4.13)

【公開番号】特開2016-94089(P2016-94089A)

【公開日】平成28年5月26日(2016.5.26)

【年通号数】公開・登録公報2016-032

【出願番号】特願2014-231027(P2014-231027)

【国際特許分類】

B 6 2 D 25/04 (2006.01)

【F I】

B 6 2 D 25/04 C

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月7日(2017.3.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車体を構成するセンターピラーの下部をサイドシルに結合した車体構造であつて、前記センターピラーは、車幅方向に延びる一対の幅壁と、車両の前後方向に延びてこれら一対の幅壁を繋ぐ前後壁と、前記前後壁に形成された凸形状の補強用ビードと、を備えたセンターピラーリンフォースを有し、

前記センターピラーリンフォースは、前記サイドシルを形成するサイドシルリンフォースに対して複数箇所でスポット溶接することにより結合されており、

前記補強用ビードの周囲に形成される前記スポット溶接の各打点が、前記補強用ビードの稜線から均一な距離となるように配置されている

ことを特徴とする車体構造。

【請求項2】

請求項1に記載の車体構造において、
前記補強用ビードの下端部は、半円形状に形成されている
ことを特徴とする車体構造。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の車体構造において、
前記補強用ビードは、車両前後方向で複数並設され、
前記補強用ビードの間には、前記補強用ビードの下端まで連続するビードが形成されている

ことを特徴とする車体構造。

【請求項4】

請求項1から3の何れか一項に記載の車体構造において、
前記補強用ビードの上端側は、前記センターピラーリンフォースの前記前後壁と前記幅壁との角部に向かって延設されている
ことを特徴とする車体構造。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0009】**

上記課題を解決する本発明の第1の態様は、車体を構成するセンターピラーの下部をサイドシルに結合した車体構造であって、前記センターピラーは、車幅方向に延びる一対の幅壁と、車両の前後方向に延びてこれら一対の幅壁を繋ぐ前後壁と、前記前後壁に形成された凸形状の補強用ビードと、を備えたセンターピラーリンフォースを有し、前記センターピラーリンフォースは、前記サイドシルを形成するサイドシルリンフォースに対して複数箇所でスポット溶接することにより結合されており、前記補強用ビードの周囲に形成される前記スポット溶接の各打点が、前記補強用ビードの稜線から均一な距離となるように配置されていることを特徴とする車体構造にある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0010】**

本発明の第2の態様は、第1の態様の車体構造において、前記補強用ビードの下端部は、半円形状に形成されていることを特徴とする車体構造にある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0011】**

本発明の第3の態様は、第1又は2の態様の車体構造において、前記補強用ビードは、車両前後方向で複数並設され、前記補強用ビードの間には、前記補強用ビードの下端まで連続するビードが形成されていることを特徴とする車体構造にある。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0012】**

本発明の第4の態様は、第1から3の何れか一つの態様の車体構造において、前記補強用ビードの上端側は、前記センターピラーリンフォースの前記前後壁と前記幅壁との角部に向かって延設されていることを特徴とする車体構造にある。